

\\ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。 //

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和7年
1月号

職場内で
回覧を
お願いします

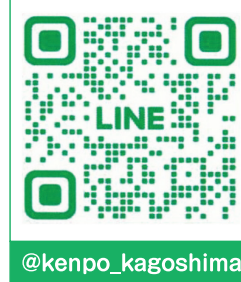


LINE公式アカウントははじめました!



健康についての
トピックスや
健康保険の耳より情報を
月2回お届けします!

友だち
募集中



平日や日中の受診で医療費の節約に?

診療時間以外に受診をすると、通常の診療費用以外に「**割増料金**」が発生します。
そのため医療費が割高になり、皆さまの自己負担額も増加してしまいます。

時間外に受診すると?

- 時間外加算 (概ね平日は8時前・18時以降、土曜日は8時前・正午以降) の場合
➡ 初診 **850円** 再診 **650円**
- 休日加算 (日曜日・祝日・年末年始) の場合
➡ 初診 **2,500円** 再診 **1,900円**
- 深夜加算 (22時～6時) の場合
➡ 初診 **4,800円** 再診 **4,200円**
が**別途**発生してしまいます。

※上記金額には健康保険が適用されます。自己負担額は、70歳未満は上記金額の3割、未就学児は2割、70歳から74歳の方は2割(現役並み所得者は3割)です。



➡ 診療時間内に受診することで、医療費を**節約**することができます!

緊急や急病時以外は、
できる限り**診療時間内での受診**を心がけましょう

「特定保健指導、対象従業員に勧める？」

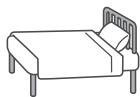
特定保健指導では、生活習慣病リスクの保有者に専門家が**無料**で面談+取組サポートを行います



NO
勧めない



YES
勧める



疾病による欠員
人手不足に
つながりやすい

職場
環境

良くなる(健康経営の推進)

職場の士気・交流・業績の向上、
欠勤率の低下

出典:「企業における健康づくりに関する実態調査」



既存の人材活用には
限界が

リクルート
効果

あり

就活生は
「福利厚生」を1番に求める

出典:「健康経営銘柄2018及び健康経営優良法人(大規模法人)2018に向けて」



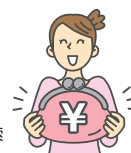
医療費の増加で
上がることも

保険
料率

下がる

特定保健指導の
取り組みが反映

詳細は「協会けんぽインセンティブ制度」で検索



従業員様の健康サポートにぜひご活用ください。

特定保健指導のご案内(文書+電話)の際は、**面談の日程調整**等よろしくお願い致します。

▶TEL(協会けんぽ鹿児島支部保健グループ):099-219-1735

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

【対象者】

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

【お問い合わせ先】 業務グループ ☎099-219-1734(自動音声案内①番)



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-219-1743

メルマガの
登録はコチラ



LINEの
登録はコチラ



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島

検索

